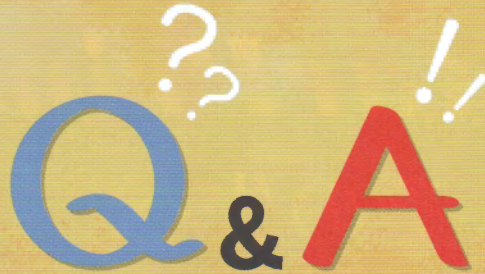


# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家が答えたいします。

ご質問をお寄せください。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

**Q** 患者が持参した処方せんに、当薬局では備蓄していない医薬品が記載されていた場合、調剤を断ることは認められるのでしょうか。（匿名希望）

**A** 医薬品の備蓄がないことを理由に、調剤を拒否することは認められません。

薬局において患者から調剤の求めがあった場合、「正当な理由」がない限り、調剤に従事する薬剤師はこれを拒むことはできません（表1）。

表1 処方せん応需義務（薬剤師法）

（調剤の求めに応ずる義務）  
第21条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

処方せんに拒否することが認められている「正当な理由」に該当するケースとしては、薬局業務運営ガイドラインに明記されているように、①処方せんの記載内容に疑義が認められるものの、処方医に連絡がつかないために疑義照会できない場合、②冠婚葬祭や急病などで薬剤師が不在の場合、③医薬品の調達に時間を要する場合、④災害や事故などにより物理的に調剤が不可能の場合——などが該当します（表2）。

ただし、その薬局に医薬品が備蓄されていないことを理由にした拒否は認められていませんので、③のようなケースであっても、即時調剤可能な薬局を「責任をもって紹介」しなければなりませんし、もしも患者から「医薬品を取り寄せてからでも構わない」と納得が得られた場合には、薬剤師は調剤を行わなければなりません。

表2 処方せん応需（薬局業務運営ガイドライン）

12 業務

(1) 処方せん応需

- ①処方せんは薬剤師が責任をもって受け付け、正確かつ迅速に調剤を行うこと。
- ②薬局は、患者等が持参した処方せんに応需するのが当然の義務であり、正当な理由がなくこれを拒否してはならないこと。  
処方せんに拒否することが認められる場合としては、以下のような場合が該当するが、やむを得ず断る場合には、患者等にその理由を良く説明し、適切な調剤が受けられるよう措置すること。  
なお、処方医薬品がその薬局に備蓄されていないことを理由とした拒否は認められないものであること。  
ア 処方せんの内容に疑義があるが処方医師（又は医療機関）に連絡がつかず、疑義照会できない場合。但し、当該処方せんの患者がその薬局の近隣の患者の場合は処方せんを預かり、後刻処方医師に疑義照会して調剤すること。  
イ 冠婚葬祭、急病等で薬剤師が不在の場合。  
ウ 患者の症状等から早急に調剤薬を交付する必要があるが、医薬品の調達に時間を要する場合。但し、この場合は即時調剤可能な薬局を責任をもって紹介すること。  
エ 災害、事故等により、物理的に調剤が不可能な場合。
- ③〈略〉

〔都道府県衛生主管部長あて厚生省業務局企画課長通知（1993年4月30日、薬企第37号）〕

どのようなケースであれ、やむを得ず調剤を断る場合には、患者もしくはその家族などにその理由を説明し、調剤に応じられない場合には調剤可能な他の薬局を紹介するなど、患者が適切な調剤を受けられるよう措置することまでが、薬剤師として果たすべき義務であると言えるでしょう。

**Q** 在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費は、1枚の処方せんにつき1回しか算定できないのでしょうか。 (匿名希望)

**A** 算定日の間隔は「6日以上」としなければなりません。その処方せんで交付された薬剤の服用(使用)期間中であれば、1回に限らず算定できます。調剤報酬(医療保険)における「在宅患者訪問薬剤管理指導料」または介護報酬(介護保険)における「居宅療養

管理指導費」は、在宅で療養を行っている患者を対象として、患家(居宅)での薬学的管理指導(薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況・薬剤保管状況の確認など)を行った場合に算定するものです。

在宅患者の状態や医薬品の種類などの違いによって、処方医による薬剤の投与期間はさまざまです。1枚の処方せんで数週間分の薬剤を交付することもあることから、前述の在宅薬剤管理指導に係る評価(在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費)については、その処方せんで交付された薬剤の使用期間中であれば、1回に限らず算定することが可能です。ただし、算定日の間隔は「6日以上」(がん末期患者および中心静脈栄養法の対象患者である場合は除く)としてください。

在宅薬剤管理指導に係る業務の評価は、処方せんで交付された薬剤を患家に届けるための報酬ではありませんので、1枚の処方せんで1回しか算定できないということではありません。

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？  
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

### 1. 質問の範囲

#### ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

#### ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求漏れがあった場合の対応は？ という質問など。

#### ③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270